

平成 27 年度
ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ
(旧女性研究者研究活動支援事業)
【特色型、連携型】
公募に係る Q&A

平成 27 年 3 月 30 日

文部科学省

科学技術・学術政策局

【目次】

< 1. 申請様式関係 >	3
< 2. 申請関係 >	4
< 3. 審査関係 >	12
< 4. 経費関係 >	13

< 1. 申請様式関係 >

(ア. 共通)

Q 申請書の提出後に、不備な箇所を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A 申請書の差し替えや修正は認められませんので、申請書に不備がないか提出前に十分な確認をお願いします。

Q 公募に当たり事前相談を行うことは可能か。

A 申請書の記入方法や補助金の執行については、随時相談や質問を受け付けます。ただし、申請内容や審査の内容に関することについては、お答えできませんので、ご了承ください。

【制度に関する問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室
基礎人材推進係

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

【申請書に関する問い合わせ先】

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

(独) 科学技術振興機構 科学技術プログラム推進部
科学技術イノベーション創出基盤グループ 審査担当

電話：03-5214-7521 (代)

E-mail：stsr@jst.go.jp

Q 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A 文字数や行数を変更することは可能ですが、レイアウトの変更、特に列幅や記載項目の順番の変更は行わないでください。

Q 申請書はカラーで作成してもよいか。

A 申請書をカラーで作成することも可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

Q 申請書の作成に当たり、補助対象とは関係のない「取組」やその「経費」を含めて申請様式を作成することは可能か。

A 補助対象に関係のない取組やその経費については申請内容に含めないでください。なお、補助対象ではあるが自主的経費で実施する取組については申請内容に含めることは可能です。

Q 申請書様式2及び6の「6. 在籍する教員・研究員の総数」における「研究員」にはどのような者を計上すればよいか。

A 各機関において、教員には該当しないが研究に従事する者（例えば、ポストドクター等）の人数を計上してください。

Q 申請様式2及び6の「6. 在籍する教員・研究員の総数」における「研究員」にはポストドクターも含まれるのか。また、最終的にポストドクターの女性研究者の割合が増えたことは成果として考えてよいのか。

A 「研究員」にはポストドクターも含まれます。また、評価に当たっては、単に女性研究者の人数が増えるだけでなく、上位職階への登用や能力を十分に発揮できる環境整備をすることが求められており、特にポストドクターについては、今後のキャリアパス支援など複合的な取組を考慮して評価されるものと考えます。

Q 申請書様式3及び7の「女性研究者上位職比率」とは具体的に何を記載すれば良いか。

A 女性研究者の当該役職への在職比率を記載して下さい。具体的に各機関の役職が例示した役職のいずれの職階に相当するかについては、各機関においてご判断いただいて結構です。例えば、民間企業においては、研究所長等を学長相当、副所長等を副学長相当、部長・室長・グループ長等を教授相当、主任研究員等を准教授・講師相当などと分類いただくことが想定されます。

<2. 申請関係>

(ア. 全般)

Q 「平成27年度ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特色型）」について、「平成26年度女性研究者研究活動支援事業（一般型）」との違いは何か。

A 主な違いは、

- ①各機関・地域の特色を踏まえた、女性研究者の活躍推進に向けた組織としての目標・行動計画の設定・公表を要件としていること
- ②研究環境の整備に加え、女性研究者の研究力向上のための取組及び上位職への積極登用に向けた取組を一体的に推進する取組を支援すること
- ③研究費の支援（ライフイベントによる研究中断から復帰する研究者に対するものに限る。）が可能となったこと
- ④支援金額を年間2,200万円から3,000万円に変更したこと
- ⑤事業計画は6年とし原則3年間について補助金を交付すること
- ⑥3年目の終了までに改めて審査・評価の上、当初目標に対して優れた成果をあげているものであり、補助期間を延長することにより更なる発展・成果が期待できるものについては、更に1年間に限り補助金を交付することがありえることなどです。

Q 「平成27年度ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（連携型）」について、「平成26年度女性研究者研究活動支援事業（連携型）」との違いは何か。

A 主な違いは、

- ①各機関・地域の特色を踏まえた、女性研究者の活躍推進に向けた組織としての目標・行動計画の設定・公表要件としていること
- ②申請の対象となる機関に、公設試験研究機関、公益社団・財団法人、民間企業を追加したこと
- ③多様性の確保の観点から、複数類型の機関からなる連携を要件としていること
- ④研究費の支援（ライフイベントによる研究中断から復帰する研究者に対するもの及び女性が研究代表者となった共同研究に係るものに限る。）が可能となったこと
- ⑤支援金額を年間2,000万円から6,000万円に変更したこと
- ⑥事業計画は6年とし原則3年間について補助金を交付すること
- ⑦3年目の終了までに改めて審査・評価の上、当初目標に対して優れた成果をあげているものであり、補助期間を延長することにより更なる発展・成果が期待できるものについては、更に1年間に限り補助金を交付することがありえることなどです。

Q 本事業において設定する目標や行動計画は、どの程度のものとすればよいのか。

A 設定する目標や行動計画は、意欲的かつ達成可能なもの（達成できないものを設定することのないよう、機関の現状を踏まえたもの）としていただく必要があります。

Q 公募要領「2. 事業の概要」の※注において、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、当該目標・行動計画を中期目標・中期計画の改訂の際に明確に位置づけることを要件とします。」とあるが、私立大学の場合はどのように考えればよいのか。

A 私立大学についても、本事業の目標・行動計画について、国立大学法人等における中期目標・中期計画に準ずるもの（事業計画）に明確に位置づけて頂く必要があります。

Q 「本事業で設定した目標・行動計画を中期目標・中期計画の改訂の際に明確に位置づけることを要件とします。」とあるが、その確認はどのようにして行われるのか。

A 採択後、当該機関より必要資料を提出して頂き、その内容を確認することとします。国立大学法人、大学共同利用機関法人については、平成28年度からの第三期中期目標期間に向けて改訂された中期目標・中期計画を、その他の機関（私立大学、民間企業等）については、本事業で設定した目標・計画が組織のものとして明確に位置づけられていることがわかる資料（例えば、事業計画など）を提出して頂くことを想定しています。なお、提出時期等については、改めて通知する予定です。

Q 本事業で設定した目標・行動計画を中期目標・中期計画の改訂の際に明確に位置づけるという要件を満たしていないことが確認された場合は、どのような対応がなされるのか。

A 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、交付決定の全部又は一部を取消すこととなり、補助金を返還して頂くこととなります。なお、公益上必要と認

められる場合には、既往部分についても取消しをすることもありえます。また、当該取り消しに基づく補助金の返還については、加算金を付して返還して頂くこととなりますので、そのような事態が生じないようにしてください。

Q 公募要領「(4) 補助事業期間」において、「3年目の終了までに、改めて審査・評価の上、」とあるが、当該審査・評価の時期はいつ頃を想定しているのか。

A 事業最終年度（3年度目）の年央を想定しています。なお、審査に必要な書類等の作成については、別途指示をする予定です。

Q 公募要領「(4) 補助事業期間」において、「当初目標に対して優れた成果をあげているものであって、補助期間を延長することによって更なる発展・成果が期待できるものについては、更に1年間に限り補助金を交付することがありえます。」とあるが、延長される課題数は何件程度となるのか。

A 採択課題の半数以下の件数を想定しています。なお、最終的な件数や1件当たりの補助金額については、その時点での財政状況を勘案し決定することとなります。

Q 公募要領「(4) 補助事業期間」において、3年目の終了までに、改めて審査・評価の上、とあるが、当該審査・評価において延長とならなかった場合、4年目以降はどのようなになるのか。

A 公募要領に記載のとおり、事業期間は6年間となっていることから、4年度目以降に補助金が交付されない場合であっても、事業を実施して頂く必要があります。その場合においても、毎年度本事業に係る取組・成果等のデータを提出して頂くこととなります。

Q 平成27年4月1日現在で、「女性研究者研究活動支援事業」に採択され取組を実施している機関は、今回の「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ【特色型、連携型】」に申請できないのはなぜか。

A 現在実施している取組の内容と今回申請する取組の内容が類似することが想定されることから、限られた財政状況の中で事業効果の最大化を図るためには、本事業を契機として女性研究者支援に関する取組を実施しようと検討している機関を含め、より多くの機関を新たに支援していくことが重要であると考えているためです。

現時点で「女性研究者活動支援事業」を実施している機関におかれては、現在実施している取組の中で成果を最大化していただくことを期待しています。

Q 平成27年4月1日現在で、平成25年度「女性研究者研究活動支援事業（拠点型）」及び平成26年度「女性研究者研究活動支援事業（連携型）」で採択された機関の取組において、補助金の交付は受けておらず連携のみの形（代表機関でも共同実施機関でもない場合）で参加しているような場合は、今回の「特色型」及び「連携型」に申請可能なのか。

A 代表機関でも共同実施機関でもない機関においては、平成27年4月1日現在で当該事

業を実施している機関には該当しないため、「特色型」及び「連携型」（代表機関及び共同実施機関のいずれの場合も含む。）のいずれにも申請することができます。

Q 平成27年4月1日現在で、平成26年度「女性研究者研究活動支援事業（連携型）」で採択され共同実施機関として事業を実施しているが、そのような場合は今回の「特色型」及び「連携型」（代表機関あるいは共同実施機関として）に申請可能なのか。

A 平成26年度「女性研究者研究活動支援事業（連携型）」で採択され共同実施機関として事業を実施している機関は、平成27年4月1日現在でも当該事業を実施していることになるため、「特色型」及び「連携型」のいずれにおいても申請することはできません。

Q 平成27年3月31日現在で、平成24年度に採択された「女性研究者研究活動支援事業」に係る3年間の事業期間が終了となるが、今回の「特色型」及び「連携型」に申請が可能なのか。

A 上記の場合については、平成27年4月1日現在で当該事業を実施しておりませんので、「特色型」及び「連携型」のいずれも申請することが可能です。

Q 上位職への登用を促進する取組として、例えば任期付助教から任期なし助教にすることは含まれるか。

A 任期付助教から任期なし助教にすることは上位職への登用とは言えません。上位職への登用とは、例えば助教から講師、准教授へ登用する、あるいは准教授から教授へ登用することを指しています。しかしながら、より安定的な雇用形態とすることは当該事業の目的と反するものではありませんので、機関において積極的に進めて下さい。

Q これまで女性研究者支援のための取組を行っておらず、これから女性研究者支援のための環境整備を実施しようとしている機関は、「特色型」または「連携型」に申請することは可能か。

A 現時点で環境が未整備であっても、今後本事業に示した取組を実施しようとする機関であれば、「特色型」及び「連携型」（代表機関及び共同実施機関のいずれの場合も含む。）のいずれにも申請することができます。

Q 女性研究者が多く在籍している機関においても、本事業の申請の対象となるのか。

A 対象となります。本事業は、女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、研究と出産・子育て・介護等との両立や女性研究者の研究力の向上を一体的に推進するなど、研究環境のダイバーシティ実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を体系的・組織的に実施する大学・独立行政法人等を選定し、重点的に支援するものですので、女性研究者が多い機関であっても、申請することは可能です。

Q 本事業における「子育て（育児）」、「介護」とは何か。

A 各機関において定める就業規則等によるものとします。

Q 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員のような申請機関で雇用されていない研究者については、本事業の支援の対象となるか。

A 申請機関において研究に従事している者であれば本事業の支援の対象となります。

(イ. 特色型)

Q 公募要領2.「事業の概要」において、「単一の機関内での部局横断的な取組」とあるが、複数の部局が存在しない単科大学は申請できないのか。

A 複数の部局が存在しない単科大学であっても申請することは可能です。ただし、提案する取組は、組織としての目標・行動計画を中期目標・中期計画の改訂の際に明確に位置づけることを要件としていることから、機関内の一部の部署だけで行うものではなく、機関全体として行う取組であることが必要です。

Q 重複申請の制限はあるか。

A 機関としての組織的な取組であることから、1機関につき1つの申請とします。

なお、1機関から2つ以上の申請を行うことは出来ません。また、本年度の「連携型」との同時申請、平成27年4月1日現在、科学技術人材育成費補助金「女性研究者研究活動支援事業（一般型、拠点型、連携型）」に既に採択され事業を実施している機関（代表機関及び共同実施機関）からの申請は認めないものとします。

Q 女性研究者支援に係る取組の実績がない場合でも申請可能か。

A これまで取組実績がない機関でも申請は可能です。なお、申請にあたっては、公募要領等の内容を十分に踏まえ、申請するようにしてください。

Q 機関として複数の学部等を持っている大学において、その中の一部の複数学部において横断的に実施するような取組も申請可能なのか。

A 機関の中の一部の複数学部において横断的に実施する取組であっても、申請することは可能です。ただし、本事業は、組織としての目標・行動計画を中期目標・中期計画の改訂の際に明確に位置づけることを要件としていることから、機関全体の意思決定の下で行う取組であることが必要です。

Q 「(5) 申請対象となる取組」のうち、「人事計画の策定や人事審査委員会等への女性の参画」とはどのようなことか。

A 機関や部局における人事計画の策定や人事審査委員会等のメンバーに女性を参画させることを想定しています。

Q 「(5) 申請対象となる取組」のうち、「夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度の構築」とはどのようなことか。

A 機関に所属する研究者が夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育を利用する際に、当該保育利用に対する経費の一部支援などを機関として制度化してもらうことを想定しています。

Q 「(5) 申請対象となる取組」のうち、「ライフイベントによる研究中断からの復帰支援の仕組」とはどのようなことか。

A 機関に所属する研究者が、ライフイベントにより研究中断した場合において、研究復帰のための学会参加や論文投稿等に対する支援を機関として制度化してもらうこと、また、離職した女性研究者の研究復帰を支援するための共同セミナーや相談会等の開催、最新の研究事情に関する情報提供などを想定しています。

Q (6) 補助対象となる経費①において、研究中断からの復帰支援の対象となる研究者は、研究中断からどの程度の期間内の研究者を想定しているか。

A 平成27年4月1日から遡って過去3年以内に、ライフイベントのため概ね3ヶ月以上やむを得ず研究活動を中断した者を対象としていただくことを想定しています。

(ウ. 連携型)

Q 「2. 事業の概要」の※注において、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、当該目標・行動計画を中期目標・中期計画の改訂の際に明確に位置づけることを要件とします。」とあるが、代表機関及び共同実施機関の各機関ごとに当該要件が課せられるのか。

A 代表機関及び共同実施機関の各機関ごとに当該要件が課せられることとなります。なお、設定する目標は、意欲的かつ達成可能なものとしてください。

Q (1) 対象機関について、「共同実施機関として、地方独立行政法人は含まれるか。

A 申請の対象機関として、地方独立行政法人は含みません。ただし、連携機関として、補助金の交付はされない形で自主的に取組に参加することは可能です。

Q (1) 対象機関について、「多様性を確保する観点から、同一類型のみ（例えば、大学のみ）からなる申請は原則認めないものとします。」とあるが、具体的にどのような場合を想定しているのか。

A 公募要領に記載している「大学」、「独立行政法人」、「民間企業」などをそれぞれ一類型としてとらえることとし、例えば、3大学で連携する取組の場合は同一類型のみの取組となるため、当該申請は原則認められません。「大学」と「独立行政法人」の組合せ、又は、「大学」と「民間企業」の組合せなど、2つ以上の類型を含んで連携する取組を想定しています。

Q (1) 対象機関について、「民間企業（ただし、自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学の融合領域の研究活動を行っている企業に限ります。）」とあるが、当該条件を満

たせばどのような企業であってもよいのか。

A 「(1) 対象機関」の冒頭に記載のとおり、女性研究者が在籍している企業であることが必要です。また、当該事業の目的は大学や研究機関、企業等が連携し、「女性研究者の研究力の向上」や「上位職への積極登用」に向けた取組を支援するものであることから、複数の機関が連携することで事業目的の達成が期待できることが必要です。

Q (1) 対象機関のうち、大学共同利用機関、公設試験研究機関及び公益財団・財団法人については、その他機関に示された条件が付されていないが、どのような機関であっても対象となるのか。

A 「(1) 対象機関」の冒頭に記載のとおり、女性研究者が在籍している機関であることが必要です。その際、当該機関においては、自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域の研究活動を行っていることが専らであるとの前提で条件は特段付しておりませんが、同様の条件を満たしている機関であることが期待されます。

Q 公設試験研究機関や民間企業が申請する場合、当該機関の規模（例えば、本社、支社など）に関して条件はあるのか。

A 機関の規模については定めておりませんので、組織全体あるいは研究所単位でも構いません。提案する取組内容に応じて、検討して頂ければよいと考えます。

Q 重複申請の制限はあるのか。

A 代表機関が申請するものとし、1機関から2つ以上の申請を行うことはできません。代表機関が他の取組の共同実施機関となることや、複数の取組の共同実施機関となることも認めないものとしします。また、代表機関及び共同実施機関ともに「特色型」との同時申請、平成27年4月1日現在で、科学技術人材育成費補助金「女性研究者研究活動支援事業（一般型）、（拠点型）、（連携型）」に採択され事業を実施している機関からの申請は認めないものとしします。

Q 公募要領(1)対象機関において「また、事業実施期間中に必要に応じて参加機関数を増やしていただくことを推奨します。」とあるが、事業開始後に取組に参加することは可能か。また、その場合は補助の対象となるのか。

A 事業実施期間中に必要に応じて、参加する機関数を増やして頂くことを推奨しておりますので、事業開始後に参加することは可能です。しかしながら、事業開始後に参加した場合は当該事業の補助の対象とはなりません。

Q 事業開始後に、共同実施機関を離脱あるいは入替を行いたい場合は、どうしたらよいのか。

A 事業の目的を達成するため、共同実施機関については、機関の統廃合等、やむを得ない特別の事情がない限り、事業実施期間中の離脱・入替は原則認められません。しかしながら、やむを得ず上記のような変更がある場合は、文部科学省担当者へ事前に相談し

てください。

Q (6) 補助対象となる経費③「連携機関において特に有用と認めた共同研究プロジェクトのうち、女性研究者が研究代表者となったものに係る研究費」とあるが、実際の共同研究プロジェクトには、連携機関以外の機関が参画することは可能か。

A 連携機関において特に有用と認めた共同研究プロジェクトであって、連携機関に所属する女性研究者が研究代表者となったものであれば、連携機関以外の機関が参画することは可能です。ただし、補助金の交付先は連携機関として申請いただいた機関に限ります。

Q (6) 補助対象となる経費④「連携機関の女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費」とあるが、大学院生も当該インターンシップの支援を受けることができるか。

A 大学院生は本事業では支援の対象となる研究者に含まれないため、インターンシップの実施等の支援対象とはなりません。

Q (6) 補助対象となる経費④にあるインターンシップの取組として、ポストドクターを派遣し、就職につなげるという取組を行うことも可能か。また、インターンシップを有償で行う場合、当該費用を本補助金から支出することは可能か。

A 本補助事業において、ポストドクターは支援の対象となる研究者に含まれますので、当該事業の一環としてポストドクターを企業等に派遣しインターンシップを実施することで就職につなげるという取組も可能です。ただし、インターンシップを企業が受け入れる際の企業に対する経費を本補助金から支出することはできません。

Q 特色型の補助対象となる男性研究者は「※1 当該実施機関に勤務する男性研究者の配偶者である女性が、大学、大学共同利用機関、独立行政法人で雇用されている研究者に限ります。」とあるが、連携型においては、事業実施機関に勤務する男性研究者の配偶者である女性が、「公設試験研究機関」、「公益社団・財団法人」、「民間企業」に雇用されている場合は、本事業の支援の対象となるのか。

A 連携型においては、本事業の申請対象機関となっている大学、大学共同利用機関、独立行政法人、公設試験研究機関、公益社団・財団法人及び民間企業で雇用されている研究者であれば本事業の支援の対象となります。

Q 「連携型」において、連携を行う機関は地方自治体でも構わないのか。

A 地方自治体は共同実施機関として申請することはできませんが、補助金の交付を受けず取組に協力する形で参加することは可能です。なお、本事業の目的は、代表機関と共同実施機関が連携して行う女性研究者支援のための取組を支援するものであるため、申請機関としての条件を満たす機関であればどの機関と連携しても構いませんが、研究者が在籍していない地方自治体は、連携機関には含まれませんので注意して下さい。

< 3. 審査関係 >

(ア. 共通)

Q 申請要件違反により審査対象とされなかった場合、その旨の連絡があるのか。

A 申請要件違反のある申請を行った機関については、審査の結果として通知することになります。申請書の提出に当たっては、申請要件違反とならないよう提出前に十分な確認をお願いします。

Q 委員の氏名は公表されるのか。

A 委員の氏名は、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表する予定です。

Q 選定された取組や選定されなかった取組の審査の内容を知ることはできるのか。

A 選定された取組については、公表する予定ですが、選定されなかった取組については、不選定となった理由を申請いただいた各機関の長宛に通知することとし、公表はしません。

Q 申請様式2「2.(1)組織としての目標の内容」及び「(2)上記目標を達成するための行動計画の内容」及び申請様式6「2.(1)代表機関及び共同実施機関の目標の内容」及び「(2)上記目標を達成するための行動計画の内容」に記載された内容の達成度をどこまで重視するのか。

A 申請の時に掲げた目標及び行動計画の達成度については、補助期間の延長に係る審査・評価及び、取組終了後の翌年度(7年度目)に実施する事後評価の結果に反映されるものと考えます。

Q 所用経費の見込額に関する様式に「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」とあるが、自己負担額が多い方が審査において有利となるのか。

A 様式において「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」としているのは、事業の全体像について、自己負担額を含め実現可能性を確認するためです。

審査に当たっては、各事業の取組内容や成果目標、実現可能性、補助事業期間終了後における取組の継続性等について審査することになりますので、申請時の自己負担額の多寡をもって有利、不利とはなりません。

Q 審査要領の<特色型>及び<連携型>の(2)②において、「・研究力の強化に資するため、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針等が立てられているか。」とあるが、具体的にどのようなことか。

A 研究者が研究倫理に関する教育等を受けることは、研究を実施していく上で重要となっています。そのため、研究力向上の観点から、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針を立てるようにしてください。

Q 面接審査はどのように実施されるのか。

A 書面審査の結果、面接審査が必要と判断された機関に対して実施いたします。面接審査は、申請書を基にしたより具体的な取組の説明と質疑応答を中心に実施する予定です。

Q 面接審査の連絡は、どのように行われるのか。

A 書面審査の結果、面接審査が必要と判断された機関に対して、メール等により通知する予定です。

Q 面接審査の出席者の指定や人数の制限はあるのか。

A 申請内容や機関としての取組について責任をもって説明できる方のご出席をお願いいたします。人数については、会場の制約もあるので3～4人以内でお願いします。
なお、面接審査の詳細については、面接審査の対象機関に別途ご連絡いたします。

Q 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。

A 面接審査における説明は、申請書又は申請内容の概要をまとめた資料、例えばパワーポイント等によるスライドやその印刷物により行ってください。なお、申請書に記載されていない新たな事項等（申請書に記載された事項の裏付け等を除く）については説明することはできません（説明されても審査の対象とはなりません）。

< 4. 経費関係 >

(ア. 共通)

Q 補助事業の実施に当たって留意する点はあるか。

A 補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づき、適切に実施する必要があります。

本補助金を本補助事業以外の目的で使用するなど不適切な執行が発覚した場合には、選定の取消を含めて厳格に対処することとなります。

Q 特色型及び連携型において、公募要領「(6) 補助対象となる経費」に記載されている範囲で研究費も補助対象として認められているが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月15日改正）に基づく措置の対象となるのか。

A 特色型及び連携型のいずれにおいても、標記ガイドラインの措置の対象となるため、研究費の不正使用及び不正受給があった場合は、補助金の交付決定の取り消し、変更、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

Q 申請機関とその他の機関の双方に所属しており、混合給与となっている者について、

本補助事業の支援の対象となる研究者として含めて良いか。

A 主たる雇用が申請機関であれば、本事業の支援の対象となる研究者として含めて構いません。

Q 公募要領「(6) 補助対象となる経費」のうち、③の研究者の活動を支援する者については、該当する研究者が産前産後休業あるいは育児休業を取得している期間における支援員の配置は補助対象となるのか。

A 研究とライフイベントの両立に必要な研究者の活動を支援する支援員であれば、当該研究者が育児休業等を取得している期間であっても、育児休業制度等に基づき、各機関の規定で認められる範囲において、補助対象となります。なお、支援対象となる研究者に対して、研究室等において常勤で雇用されている支援員を配置する場合には、各機関の規定に基づき、適切なエフォート管理を行って頂くことが必要となります。

Q 平日に開催される学会の際の保育支援等について、本補助金で支出することは可能か。

A 本補助金での支出は認められませんが、自主経費で実施することは可能です。

Q 補助金を次年度に繰り越して使用することは可能か。

A 本事業においては、原則として、繰越すことはできません。

Q なぜ保育士の雇用経費は補助対象とならないのか。

A 保育制度への支援は厚生労働省や市区町村により実施されており、本事業では当該経費を補助対象とはいたしません。なお、機関において保育制度等構築に支援が必要な場合には、前述の補助制度等を活用して実施ください。

Q 公募要領 特色型「(6) 補助対象となる経費」に「⑫女性研究者の研究力向上や上位職への登用につながる、研究リーダーに相応しい研究能力やマネジメント能力等の育成に必要な経費」とあるが、具体的にはどのような経費を指すか。

A 女性研究者の研究リーダーに相応しい研究能力やマネジメント能力を育成するために必要な経費（例えば、連携機関で共同して実施する講習会や研修などを行う際の講師の謝金や旅費等）を想定しています。

Q 研究費としてどの程度まで計上してよいか（割合や上限額は決まっているか）。

A 特色型については、毎年度交付する補助金の交付決定額の3割にあたる金額を上限とし、連携型については、毎年度交付する補助金の交付決定額の5割にあたる金額を上限とします。なお、上限は設けておりますが、当該事業の目的を達成するためにも、取組内容全体からみて適切な規模として下さい。例えば研究費の配分が多くなり、環境整備等ができなくなるということはないよう注意して下さい。

Q 本事業で「メンター」を配置することは可能か。また、その場合、メンターに対して

本補助金から雇用経費等を支出することは可能か。

- A 本事業でメンターを配置することは可能です。また、申請機関においてメンターを外部機関等から雇用する場合の雇用等に必要な経費、あるいは、外部機関に所属する者に当該業務を行ってもらう場合の謝金や自機関までの旅費等、当該女性研究者支援に必要な経費等を本補助金から支出することは可能です。

(イ. 特色型)

Q 公募要領「(5) 申請対象となる取組」として、「女性研究者の裾野拡大のため、学生向けキャリアパスの相談の充実」とあるが、ここでいう学生には女子中高生は含まれるか。

- A 「学生」とは、実施機関に所属する大学生及び大学院生とし、中高生は含みません。ただし、女性研究者の裾野拡大のために、学生に加えて、保護者や中高生も対象とした取組を実施する場合には、支援の対象となります。

Q 公募要領「(6) 補助対象となる経費」に「⑪ 研究中断からの復帰支援に必要な経費 ライフイベントによる研究中断からの復帰する研究者（男性研究者も対象）の研究費や復帰支援制度を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費」とあるが、具体的にはどのような経費を想定しているのか。

- A 研究活動に復帰するための支援として、例えば、中断からの復帰を円滑に進めるためのスタートアップ研究費の支給や、学会参加費や論文投稿費等を想定しています。

(ウ. 連携型)

Q 公募要領「(6) 補助対象となる経費」に「④ 連携機関の女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費」とあるが、インターンシップ先は共同実施機関であってもよいのか。

- A 共同実施機関へのインターンシップも可能ですが、インターンシップを実施するには当該機関間での合意や取り決め、及び各機関の内規等に従って進めてください。

Q 公募要領「(6) 補助対象となる経費」④にあるインターンシップとは具体的にはどのような取組を指しているのか。

- A 連携機関の女性研究者が企業等に派遣され、インターンシップの一環となる研究等（実験、調査、実験・調査結果の解析等）を行うことを考えております。

Q インターンシップを実施する場合、当該機関間で秘密保持契約を結ぶ必要があるか。

- A インターンシップの実施にあたり、秘密保持契約を締結することを必須としていませんが、当該機関間での合意や取り決め等に従い、必要に応じて当該契約を締結する等の対応を取った上で行ってください。

Q 公募要領「(6) 補助対象となる経費」③のプロジェクトについて、女性研究者が研究

代表者でなければ本補助金の支出対象とならないのか。それとも女性研究者が実施者の中に入っていれば良いのか。

A 代表機関または共同実施機関に所属する女性研究者が研究代表者を務めているプロジェクトを補助対象とします。

Q 公募要領「(6) 補助対象となる経費」に「⑤上記①～④を実施するための、代表機関において雇用するマネージャー等の雇用に関する経費」とあるが、共同実施機関のマネージャー等に係る雇用経費については本補助金から支出することはできないのか。

A 共同実施機関のマネージャー等に係る雇用経費については、本補助金から支出することはできません。これは、そもそもマネージャー等は共同実施機関の女性研究者も含めてコーディネート業務等を取りまとめて実施して頂く役割を担う者を想定しているための措置です。ただし、当該機関の自主経費で当該者を雇用し、当該経費を支出することは可能です。なお、共同実施機関においてはマネージャー等に係る経費を謝金として本補助金から支出することは可能です（雇用することはできません）。

Q 共同研究を行うために、代表機関及び共同実施機関以外で連携する機関の研究者を実施機関に受け入れる際に、当該研究者が研究中の傷害等に対応するための任意保険に個人的に加入した場合、その保険料を本補助金から支出することは可能か。

A 共同研究を行うために、代表機関及び共同実施機関以外で連携する機関の研究者が個人的に加入する任意保険の保険料は、本補助金から支出することはできません。ただし、外部の研究者を機関で受け入れて共同研究を行うにあたり、機関が当該保険への加入を必須条件としている場合には、例外的に認めるものとします。

Q 連携型に選定された機関がシンポジウムを開催する際に、代表機関及び共同実施機関以外で連携する機関の女性研究者に対して旅費を支給することは可能か。

A 代表機関及び共同実施機関以外で連携する機関の女性研究者が、講演者やパネリストとして当該シンポジウムに参加する場合は、実施機関が当該女性研究者に対して旅費を支給することが可能です。なお、単に女性研究者がシンポジウムに参加し、傍聴するだけでは「連携している」とは言い難いため、他機関の研究者と意見交換を行う等、本事業の成果及び効果に貢献する形で参加して頂くことが望ましいと考えます。